様式第6号(第7条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農業集落排水事業私道内汚水管布設決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました私道内汚水管布設については、次のとおり決定しましたので出雲市農業集落排水事業汚水管布設及び公共ます設置に関する規程第7条第1項の規定に基づき通知します。 | | | | | | |
|  | 決定区分 | □布設します　　□布設しません | | | |  |
| 私道の位置 | 出雲市　　　　　町 | | | |
| 幅員及び延長 | 幅員　　　　　　　　　　　m | | 延長　　　　　　　　　　　m | |
| 排水戸数 | 戸 | 使用戸数 | | 戸 |
| 工事期間(予定) | 年　　月　　日から  (　　日間)  　　　　　　　　年　　月　　日まで | | | |
| 決定理由 |  | | | |
| 備考 |  | | | |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提  起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | | | |